

農政部における工事及び委託業務の端数処理の留意事項について

農政部における工事及び委託業務における端数の処理方法については、土地改良工事積算基準により、算出していますが、下記のとおり、一部算出方法が異なりますのでご注意ください。

(1) 工事

工事価格の10,000円単位の調整は、一般管理費等で行っている。

(2) 委託業務

その他原価は、円止め（少数以下切捨て）で算出している。

業務価格の10,000円単位の調整は、諸経費又は一般管理費等で行っている。